

こそだて! OSHINO



忍野村

幼児教育・保育の無償化 ガイドブック



忍野村

令和 7 年度版

国の制度として、令和元年10月より3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもたちの利用料が無償化となりました。0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

◎無償化の目的

1.就学前の子どもたちに、幼児教育の機会を提供

2.子育て世帯の経済的負担の軽減

3.未来を担う子どもたちの成長を社会全体で支援

※消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保することとされています。

[村内の教育・保育施設]

- ・内野保育所（公立・保育所）
- ・忍草保育所（公立・保育所）
- ・認定こども園 忍野幼稚園（公立・認定こども園）
- ・森の中の保育園 エンジェルの森（私立・小規模保育）
- ・認定こども園 ウブントウ忍野の森（私立・認定こども園）
- ・ファナック保育園（認可外・企業主導型保育）

●幼児教育・保育の無償化の対象

1. 幼稚園・保育園・認定こども園等を利用する3～5歳児と非課税世帯0～2歳児です（※）。
2. ただし、利用する施設によっては利用料のすべてが無償となるわけではありません。
3. 利用する施設によって、利用料の無償化の内容が異なりますので、よく確認してください。

（※）給付対象は忍野村に住所のある世帯の子ども。

幼稚園（4時間程度）については満3歳（3歳になる前日）から。

◎手続きが必要になる子どもたち

- ・ 幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち
- ・ 認可外保育施設等を利用する子どもたち

無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。**認定を受けていないご家庭のお子様は無償化の対象とはなりません。必ず手続きを行ってください。**

●無償化とは

無償というと、保育園や幼稚園の費用すべてが無料になるイメージがありますが、**本制度における「無償化」とは、給食費・体操服代等の費用を除いた基本的な利用料のみが0円になる施設や、軽減される金額の上限が設定されている施設など、すべての費用が無料になるものではありません。**一般的に使う「無償」とは用語の使用方法が少し異なりますのでご注意ください。

●保育料とは

「保育料」は、**給食費や体操服代等の費用や、教育充実費等として園が設定する料金を除いた基本的な利用料のこと**をいいます。認可保育所・認定こども園・一部の幼稚園では、村が各世帯の住民税の額に基づいて決定する部分の利用料を指します。

●幼稚園とは

都道府県等による認可を受けている幼稚園をいいます。なお、幼稚園は2種類の制度があります。1つは、子ども・子育て支援制度に移行しておらず、保育料が各園において設定されている園（私学助成園）。もう一つは、2015年度から始まった子ども・子育て支援制度によって、保育料が世帯の住民税額に基づいて決定されている園（施設給付園）です。

◎忍野村独自の施策

○令和6年度より、3歳未満児のいる子育て世帯の経済的負担を軽減し、働きながら育児しやすい環境を推進するため、保育料無料化の対象でなかった「第1子・3歳未満児」の保育料を無料化の対象としました。
※第2子以降・3歳未満児の保育料は平成28年4月より山梨県と忍野村で無料化しています。

○給食費及び副食費について

①公立保育所・認定こども園に通っている3～5歳児の給食費及び副食費を無料化しています。

②公立保育所・認定こども園以外の園に通っている3～5歳児の給食費及び副食費を月4,900円を上限として補助しています。

※②の補助は、幼児教育・保育の無償化児童のうち国制度による副食費免除対象の子ども以外を対象として実施しています。

02 はじめに

05 第1章 幼児教育・保育の無償化

21 第2章 村内の幼児教育・保育施設利用ガイド

31 第3章 公立保育園・認定こども園のご案内

49 第4章 村内施設のご紹介

55 第5章 忍野村の子育て支援事業

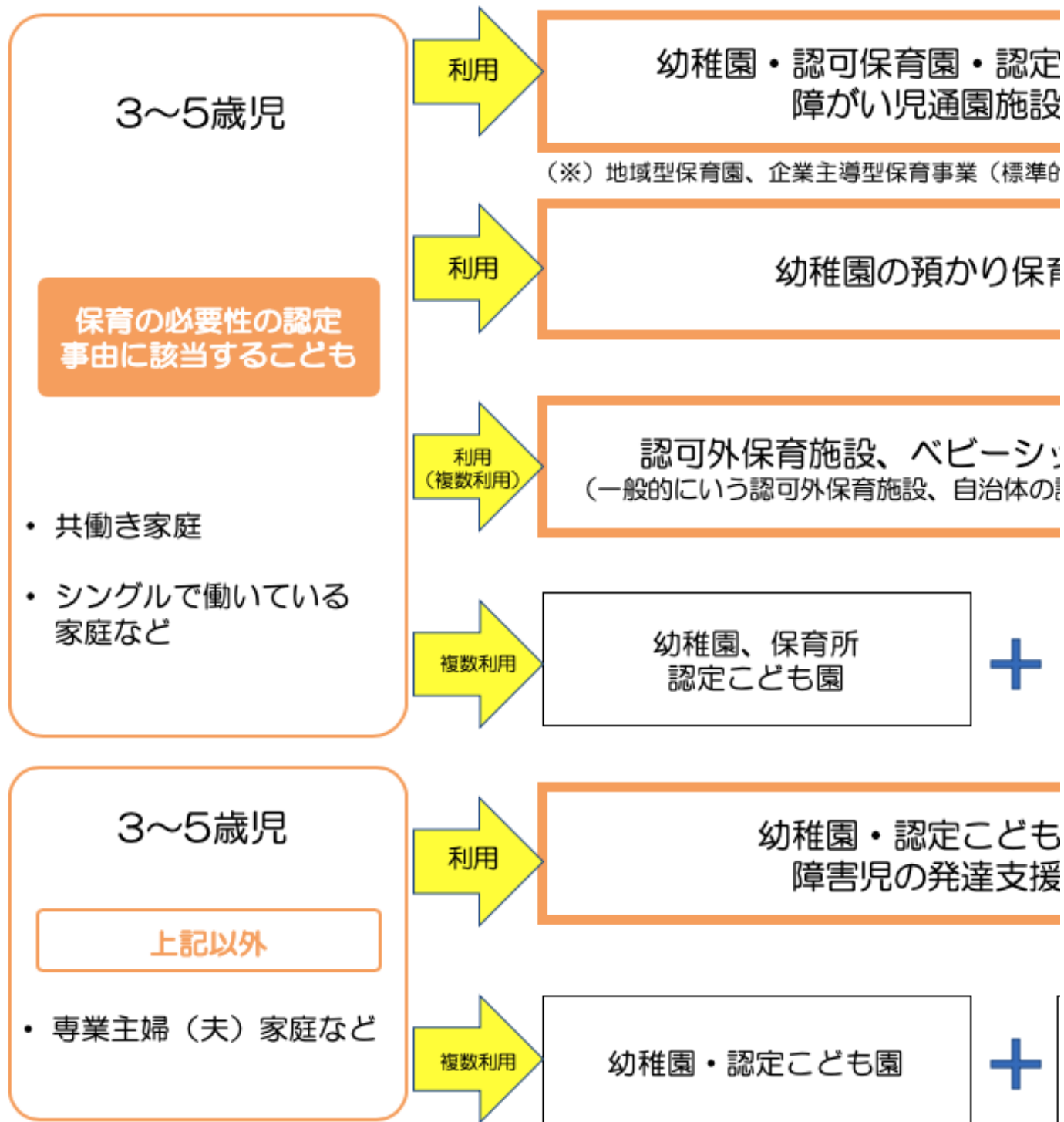
65 第6章 忍野村の子育て支援に関わる手当・助成金

.....
第 1 章
.....

**幼児教育・
保育の無償化**



幼児教育・保育の無償化制度の概要



住民税非課税世帯については、0~2歳児についてもこの場合、月4.2万円

（注1）

幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、**保育の必要性の認定事由に該当することが必要です。**

幼児教育・保育の無償化制度の概要

認定こども園 施設 (※)		無償 (幼稚園は月2.57万円まで)	P10~18参照先 A・B・C D・H・I
の保育		幼稚園保育料の無償化 (月2.57万円まで)に加え、月1.13万円 (月3.73万円との差額)まで無償	P10~18参照先 B・D
ーシッターなど 台体の認証保育施設など)		月3.7万円まで無償	P10~18参照先 E・F・G
+ 障害児通園施設		ともに無償 (幼稚園は月2.57万円まで)	P10~18参照先 A・B・C D・H・I
ども園 支援		無償 (幼稚園は月2.57万円まで)	P10~18参照先 B・D・I
+ 障害児通園施設		ともに無償 (幼稚園は月2.57万円まで)	P10~18参照先 B・D・I

いても上記と同様の考え方により無償化の対象です。
2万円まで無償です。

(注2)

上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限り（ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間が設けられます）。

幼児教育・保育の無償化開始によって、新しい認定区分が創設されました。利用する施設によって必要な認定はこととなります。詳しくは、子育て支援課へお問い合わせください。

■子どものための教育・保育給付（現在の認定区分）

認定区分	認定の条件※1
1号認定	満3歳以上で、2号認定以外のこども
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労、出産、疾病等の理由により、保育の必要性の事由に該当する子ども
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労、出産、疾病等の理由により、保育の必要性の事由に該当する子ども

■子育てのための施設等利用給付（新設）

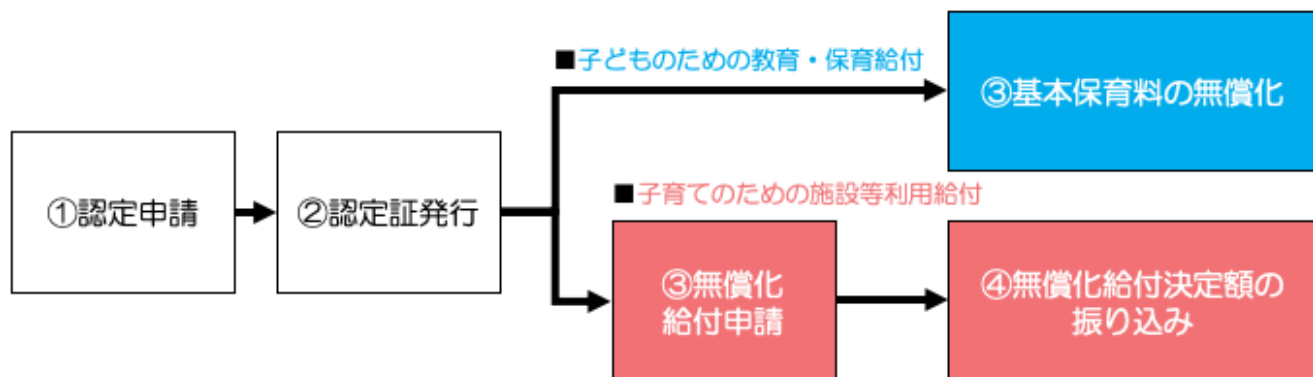
認定区分	認定の条件※1
新1号認定	満3歳以上で、新2号認定、新3号認定以外の子ども
新2号認定※2	4月1日時点で満3歳以上で※3、保護者の就労、出産、疾病等の理由により、保育の必要性の事由に該当する子ども
新3号認定※2	4月1日時点で満3歳未満で※3、保護者の就労、出産、疾病等の理由により、保育の必要性の事由に該当する住民税非課税世帯の子ども

※1 認定を受ける子どもは、すべて認定区分で小学校就学前の子どもです。

※2すでに現在の2号、3号認定を受けている場合は、新2号、新3号の認定は必要ありません。

※3 新2号、新3号に認定区分は、クラス年齢と同じ区分で、3～5歳児クラスに該当する子どもは新2号認定、0～2歳児クラスに該当する子どもは新3号認定になります。

子ども・子育て支援制度の認定区分



保育時間区分	利用の該当施設
教育標準時間	幼稚園（施設給付園） 認定こども園
保育標準時間／保育短時間 （11時間） （8時間）	保育園 認定こども園
保育標準時間／保育短時間 （11時間） （8時間）	保育園・認定こども園 小規模保育園・家庭的保育者等

保育時間区分	利用の該当施設
時間区分の認定なし	幼稚園（私学助成園）
時間区分の認定なし	幼稚園、認定こども園※4 認証保育所、認可外保育施設※5 一時保育、預かり保育 病児・病後児保育
時間区分の認定なし	

※4 幼稚園、認定こども園で現在の1号認定のまま預かり保育を利用している場合は
新2号・新3号に該当することで、預かり保育分の利用料が無償化の対象となります。

※5 認可外保育施設のうち、企業主導型保育施設を従業員枠で利用する場合は、認定の必要はありません。

A

認可保育所（園）

- ・ 公立保育所
- ・ 公立／私立認定子ども園（2・3号）

認定区分		
1号	2号	3号
新1号	新2号	新3号

無償化の内容	保育料の無償化
対象のお子さん	3～5歳児クラス ※保育認定を受けている村内在住のお子さん ※0～2歳児は住民税非課税世帯が対象です。 ※忍野村は独自の施策により全ての世帯で0～2歳児の保育料を無償化しています。
認定手続き	給付認定（変更・現況）申請書兼施設利用申込書に必要書類を添付して子育て支援課に提出してください。
給付手続き	特段ありません。 保育料の負担が無償となります。
特記事項	1. 副食費は村の負担となります。ただし、世帯年収約360万円未満相当のお子さんや、国基準きょうだいカウントで第3子と認定されるお子さんの副食費は国制度で免除となります。 2. 延長保育料は、無償化の対象にはなりません（村内の公立保育所、公立認定こども園は無料）。 3. 病児・病後児保育の併用は無償化の対象とはなりません。 4. 障害児の発達支援サービスは給食費等を除き、無償で併用できます。
該当する保育所・幼稚園等 ※掲載は一部の園です。詳細はお問い合わせ下さい。	・ 内野保育所 ・ 忍草保育所 ・ 認定こども園 忍野幼稚園（2・3号） ・ 認定こども園 ウブントゥ忍野の森（2・3号） ・ 村外の公立・私立保育所（園） ・ 認定こども園 ドリームツリー（2・3号） ・ 認定こども園 聖徳幼稚園（2・3号） ・ 認定こども園 新倉幼稚園（2・3号） ほか

B

公立認定こども園・幼稚園（施設給付園）

- ・公立認定こども園（1号）
- ・私立認定こども園（1号）・幼稚園（1号）

認定区分		
1号	2号	3号
新1号	新2号	新3号

無償化の内容	保育料の無償化
対象のお子さん	満3歳以上の園児 ※教育認定を受けている村内在住のお子さん ※原則として、満3歳未満児は対象外。ただし、住民税非課税世帯は除く。
認定手続き	公立認定こども園（1号）を希望する方は、給付認定（変更・現況）申請書兼施設利用申込書に必要書類を添付して子育て支援課に提出してください。 私立認定こども園・幼稚園（1号）を希望する方は、入園決定後、給付認定（変更・現況）申請書兼施設利用申込書に必要書類を添付して子育て支援課に提出してください。
給付手続き	特段ありません。 保育料の負担が無償となります。
特記事項	1. 幼稚園の預かり保育を利用する場合、新2号認定は月額11,300円まで給付されます。 2. 副食費は村の負担（月額4,900円上限）となります。ただし、世帯年収約360万円未満相当のお子さんや、国基準きょうだいカウントで第3子と認定されるお子さんの給食費は国制度により免除となります。 3. 病児・病後児保育の併用は無償化の対象とはなりません。 4. 障害児の発達支援サービスは給食費等を除き、無償で併用できます。
該当する保育所・幼稚園等 ※掲載は一部の園です。詳細はお問い合わせ下さい。	・認定こども園 忍野幼稚園（1号） ・認定こども園 ウブントウ忍野の森（1号） ・認定こども園 ドリームツリー（1号） ・認定こども園 聖徳幼稚園（1号） ・認定こども園 新倉幼稚園（1号） ・小さき花幼稚園（1号） ほか

C

地域型保育

- ・小規模保育
- ・事業所内保育
- ・家庭的保育

認定区分

1号

2号

3号

新1号

新2号

新3号

無償化の内容	保育料の無償化
対象のお子さん	住民税非課税世帯の0～2歳児クラス ※保育認定を受けている村内在住のお子さん ※忍野村は独自の施策により全ての世帯で0～2歳児の保育料を無償化しています。
認定手続き	給付認定（変更・現況）申請書兼施設利用申込書に必要書類を添付して子育て支援課に提出してください。
給付手続き	特段ありません。 保育料の負担が無償となります。
特記事項	- 給食費の徴収はありません。その他の費用は保護者負担となります。 - 延長保育料は、無償化の対象にはなりません。 - 病児・病後児保育の併用は無償化の対象とはなりません。 - 障害児の発達支援サービスは給食費等を除き、無償で併用できます。 - 地域型保育の利用は、原則として2歳児クラスまでとなります。
該当する保育所・幼稚園等 ※掲載は一部の園です。詳細はお問い合わせ下さい。	・森の中の保育園 エンジェルの森 ・ウブントゥ保育園あおぞら（富士吉田市） ・河口湖とらのこ保育園（富士河口湖町） ほか



幼稚園（私学助成園）

※子ども・子育て支援制度に移行していない園

認定区分		
1号	2号	3号
新1号	新2号	新3号

無償化の内容	各園の保育料のうち月額25,700円まで給付
対象のお子さん	満3歳以上の園児 ※教育認定を受けている村内在住のお子さん ※原則として、満3歳未満児は対象外。ただし、住民税非課税世帯は除く。
認定手続き	入園決定後、給付認定（変更・現況）申請書兼施設利用申込書に必要書類を添付して子育て支援課に提出してください。 ※新2号認定は、保育の必要性のわかる書類を添付
給付手続き	特段ありません。 保育料の負担が月額25,700円まで軽減されます。
特記事項	1. 月額上限額25,700円には入園料も含まれます。 2. 幼稚園の預かり保育を利用する場合は、新1号認定は保護者負担になります。新2号認定は別途申請により月額11,300円まで給付されます。 3. 給食費は、村の負担（月4,900円上限）となります。ただし、世帯年収約360万円未満相当のお子さんや、国基準きょうだいカウントで第3子と認定されるお子さんの給食費は国制度により免除となります。 4. 住民税課税世帯の満3歳児が預かり保育を利用する場合は無償化の対象外となります。 5. 病児・病後児保育の併用は無償化の対象とはなりません。 6. 障害児の発達支援サービスは給食費等を除き、無償で併用できます。
該当する保育所・幼稚園等 ※掲載は一部の園です。詳細はお問い合わせ下さい。	

E

認可外保育施設／ベビーシッター

認定区分		
1号	2号	3号
新1号	新2号	新3号

無償化の内容	各園の保育料のうち月額37,000円まで給付 ※0～2歳児は非課税世帯は月額42,000円まで給付
対象のお子さん	3～5歳児クラス ※保育認定を受けている村内在住のお子さん ※0～2歳児は住民税非課税世帯が対象
認定手続き	給付認定（変更・現況）申請書兼施設利用申込書に必要書類を添付して子育て支援課に提出してください。
給付手続き	1. 利用後の領収書等を保護者が取りまとめて子育て支援課に提出 2. 書類審査後、給付決定額を保護者の口座へ振り込み
特記事項	1. 給食費は、主食代を除いて村の負担（月4,900円上限）となります。 2. あわせて一時保育、病児・病後児保育を利用する場合、上記の月額37,000円（0～2歳児は月額42,000円）の範囲内までは給付対象となります。 3. 障害児の発達支援サービスは給食費等を除き、無償で併用できます。 4. 認可外保育施設は、児童福祉法に基づく認可外の施設届を都道府県等に届出している保育施設が無償化の対象です。 5. ベビーシッターは、保育士、看護師、または国が定める一定の研修を受講している事業者が対象です。
該当する保育所・幼稚園等	

※掲載は一部の園です。詳細はお問い合わせ下さい。

F

一時預かり事業

認定区分

1号

2号

3号

新1号

新2号

新3号

無償化の内容	各園の保育料のうち月額37,000円まで給付 ※0～2歳児は非課税世帯は月額42,000円まで給付
対象のお子さん	3～5歳児 ※保育認定を受け、保育園・幼稚園等に在園していない村内在住のお子さん ※0～2歳児は住民税非課税世帯が対象
認定手続き	給付認定（変更・現況）申請書兼施設利用申込書に必要書類を添付して子育て支援課に提出してください。
給付手続き	1. 利用後の領収書等を保護者が取りまとめて子育て支援課に提出 2. 書類審査後、給付決定額を保護者の口座へ振り込み
特記事項	1. あわせて病児・病後児保育を利用する場合、上記の月額37,000円（0～2歳児は月額42,000円）の範囲内までは給付対象となります。 2. 障害児の発達支援サービスは食材費等を除き、無償で併用できます。
該当する保育所・幼稚園等	・認定こども園 ウブントゥ忍野の森 ・内野保育所

※掲載は一部の園です。詳細はお問い合わせ下さい。

詳しくは54ページ以降をご参照ください。



病児・病後児保育

認定区分		
1号	2号	3号
新1号	新2号	新3号

無償化の内容	各園の保育料のうち月額37,000円まで給付 ※0～2歳児は非課税世帯は月額42,000円まで給付
対象のお子さん	3～5歳児 ※保育認定を受け、保育園・幼稚園等に在園していない村内在住のお子さん ※0～2歳児は住民税非課税世帯が対象
認定手続き	給付認定（変更・現況）申請書兼施設利用申込書に必要書類を添付して子育て支援課に提出してください。
給付手続き	1. 利用後の領収書等を保護者が取りまとめて子育て支援課に提出 2. 書類審査後、給付決定額を保護者の口座へ振り込み。
特記事項	1. あわせて認可外保育施設、ベビーシッター、一時保育を利用する場合は、上記の月額37,000円（0～2歳児の非課税世帯は月額42,000円）の範囲内までは給付対象となります。 2. 障がい児の発達支援サービスは食材費等を除き、無償で併用できます。
該当する保育所・幼稚園等 ※掲載は一部の園です。詳細はお問い合わせ下さい。	・病児・病後児対応型 武井クリニック「なかよし」（都留市） ・病後児対応型 富士吉田市立第5保育園「たんぽぽ」 富士吉田市立第7保育園「どんぐり」 ほか 詳しくは60ページ以降をご参照ください。



企業主導型保育所

認定区分		
1号	2号	3号
新1号	新2号	新3号

無償化の内容	標準的な保育料の無償化 ※標準的な保育料とは、国が定めている年齢帯ごとの基準。
対象のお子さん	3～5歳児 ※ 保育認定を受け、保育園・幼稚園等に在園していない村内在住のお子さん ※ 0～2歳児は住民税非課税世帯が対象
認定手続き	給付認定（変更・現況）申請書兼施設利用申込書に必要書類を添付して子育て支援課に提出してください。
給付手続き	特段ありません。 標準的な保育料の負担が無償となります。
特記事項	- 給食費は、主食代を除いて村の負担（月4,900円上限）となります。 - 病児・病後児保育の併用は無償化の対象とはなりません。 - 障害児の発達支援サービスは給食費等を除き、無償で併用できます。
該当する保育所・幼稚園等 ※掲載は一部の園です。詳細はお問い合わせ下さい。	- ファナック保育園 - フジQキッズガーデン

障がい児発達支援

無償化の内容	基本利用料の無償化
対象のお子さん	満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間
対象サービスの 内容	① 児童発達支援 ② 医療型児童発達支援 ③ 居宅訪問型児童発達支援 ④ 保育所等訪問支援 ⑤ 福祉型障害児入所施設 ⑥ 医療型障害児入所施設
認定手続き	認定申請書を村の福祉保健課障害担当へ提出 ※すでに利用している場合は手続き不要です
給付手続き	特段ありません。 利用者負担が無償となります。
特記事項	1. 食事の提供に要する費用や日用品費等のこれまでも実費負担とされた費用は、利用者の負担となります。 2. 医療型サービスで提供される治療にかかる費用は、利用者の負担となります。 3. 障害児の発達支援は、幼稚園、保育所及び認定こども園等の両方を利用できます。
該当する保育所・幼稚園等 ※掲載は一部の園です。詳細はお問い合わせ下さい。	・児童発達支援事業所

保育所階層区分別利用者負担額表

各月初日の在籍入所児童の属する世帯区分			利用者負担額（月額）			
			3歳未満児		3歳以上児	
階層区分	定義		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等自立支援法による支援給付受給世帯（いずれも単給世帯も含む。）		0円	0円	0円	
			0円	0円		
第2B階層	第1階層を除き当該年度市町村民税非課税世帯	父子・母子世帯等	0円	0円		
第2階層	第1階層を除き当該年度市町村民税非課税世帯	一般世帯	0円	0円		
第3B階層	第1階層を除き当該年度市町村民税所得割課税額であって、その所得割が次の区分に該当する世帯	父子・母子世帯等48,600円未満	5,000円	5,000円		
第3階層		一般世帯48,600円未満	16,500円	16,500円		
第4B階層		父子・母子世帯等77,101円未満	5,000円	5,000円		
第4階層の1		57,700円未満	25,500円	25,500円		
第4階層の2		77,101円未満	25,500円	25,500円		
第4階層の3		97,000円未満	25,500円	25,500円		
第5階層の1		139,000円未満	31,700円	31,700円		
第5階層の2		169,000円未満	37,800円	37,800円		
第6階層の1		200,000円未満	44,100円	44,100円		
第6階層の2		301,000円未満	50,400円	50,400円		
第7階層		397,000円未満	58,400円	58,400円		
第8階層		397,000円以上	60,000円	60,000円		

☆上記利用者負担額を無料化する事業を山梨県及び忍野村で実施しているため、3歳未満児の保育料はかかりません。
※認可外保育施設に通うお子様については対象外となります。

memo

.....
第 2 章
.....

**村内の幼児教育・
保育施設利用ガイド**



村内施設

保育所

- 内野保育所（公立）
- 忍草保育所（公立）

受け入れ年齢：0歳～5歳児

保護者が就労している場合や、病気・出産・介護等で、一時的に家庭で保育することができない場合など、日々の保育の必要性のある児童を保護者に代わって保育する施設です。

認定こども園

- 認定こども園 忍野幼稚園（公立）
- 認定こども園 ウブントゥ忍野の森（私立）

受け入れ年齢：0歳～5歳児 ※施設により異なります。

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園の機能と保育所の機能の両方を併せ持つ施設です。

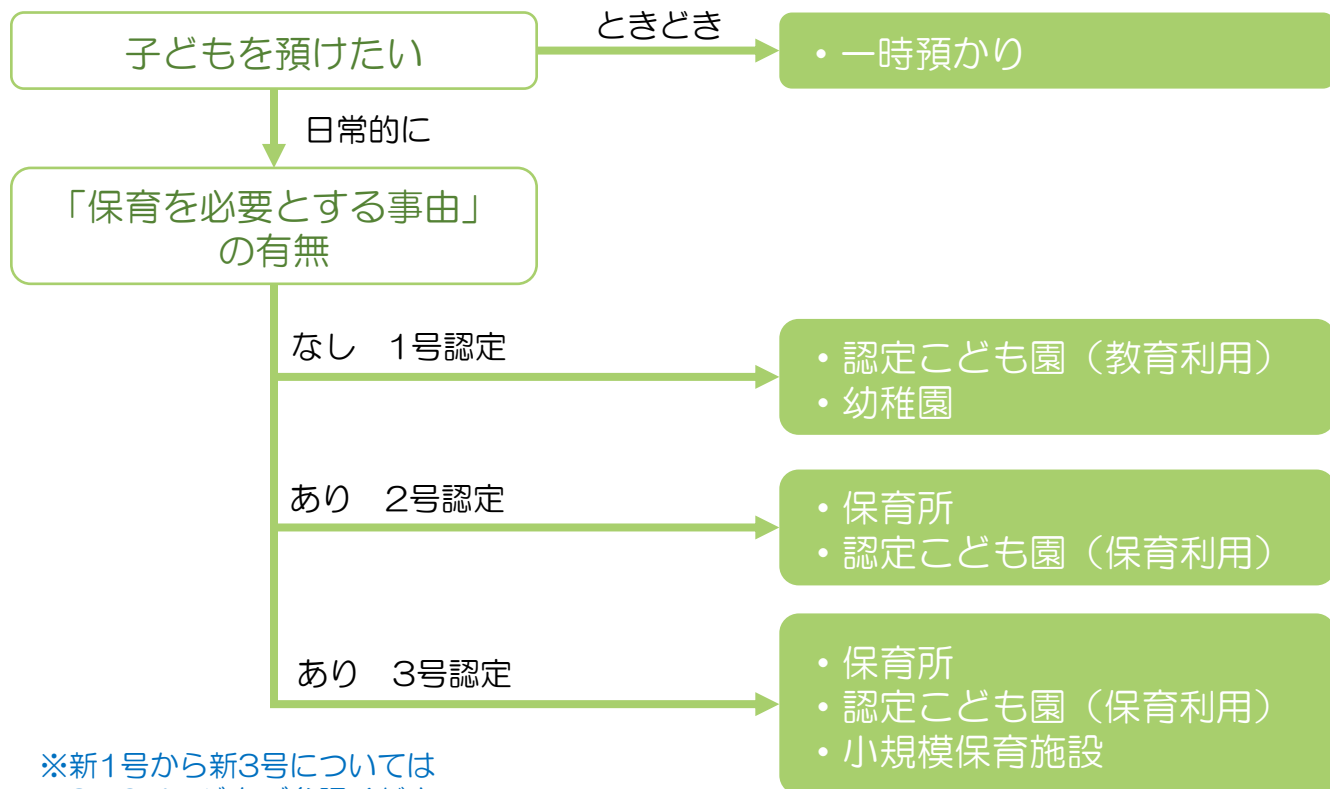
小規模保育施設

- 森の中の保育園 エンジェルの森（私立）

受け入れ年齢：0歳～2歳児

2歳以下の子どもを対象に、19人以下の少人数で保育を行う施設です。満3歳到達の翌年度から、保育所・認定こども園等へ転園していただきます。

施設の選び方



※新1号から新3号については
8・9ページをご参照ください。

認定区分

支給認定区分	年齢	利用できる施設	利用できる時間
1号認定	3～5歳	幼稚園※	教育標準時間
2号認定	3～5歳	保育所等	・ 保育標準時間（11時間） ・ 保育短時間（8時間） のいずれか
3号認定	0～2歳		

※新1号から新3号については8・9ページをご参照ください。

村内保育所及び認定こども園等の保育時間（2号・3号）

保育所及び認定こども園での保育を希望の方は、保護者の勤務時間等によって「保育標準時間」（11時間保育）と「保育短時間」（8時間保育）それぞれの利用区分に認定されます。

保育標準時間認定

フルタイム勤務を想定した利用

公立：午前8時～午後7時（保育時間最長11時間）利用

該当施設：

内野保育所・忍草保育所・認定こども園忍野幼稚園（2号・3号）

私立：午前7時30分～午後6時30分（保育時間最長11時間）利用

該当施設：

森の保育園エンジェルの森・認定こども園ウブントゥ忍野の森（2号・3号）

※両親の就労時間がともに月に120時間以上の場合

120時間未満でも、短時間認定では日常적으로迎えが間に合わない等の理由が証明されれば適用可能です。「妊娠・出産」「災害復旧」「DVのおそれ」「疾病・負傷・障害」が事由の場合も、標準時間を適用できます。

※同居親族がいて、送迎が可能な場合は短時間となります。

保育短時間認定

主にパートタイムを想定した利用

**公立・私立：午前8時30分～午後4時30分
（保育時間最長8時間）利用**

※両親の就労時間がどちらか一方が、あるいは共に120時間未満の場合

▼時間を変更したい

就労時間の変更によって「標準時間から短時間」またはその逆に切り替えが必要な場合には予め手続きが必要となります。

保育認定（2号・3号認定）には、就労等の要件が必要となります。

就労の方は就労証明書（父・母それぞれ）を、それ以外の方は「保育の必要性の申立書」に必要な書類を添付し、申請してください。

給付認定（変更・現況）申請書兼施設利用申込書は、児童1人つき1枚必要です。

支給認定申請に必要な書類

①給付認定（変更・現況）申請書兼施設利用申込書

②父母の就労証明書

- ・家庭外へ労働している方（パート・アルバイトを含む）
- ・内職をしている方
- ・自営業、農業の方

※勤務状況確認のため給与明細書や申告書の写しも一緒に提出してください。

③採用予定証明書（現在無職の方で就職が決まっている方）

※入所・入園後、就労証明書が必要になります。

④保育の必要性の申立書

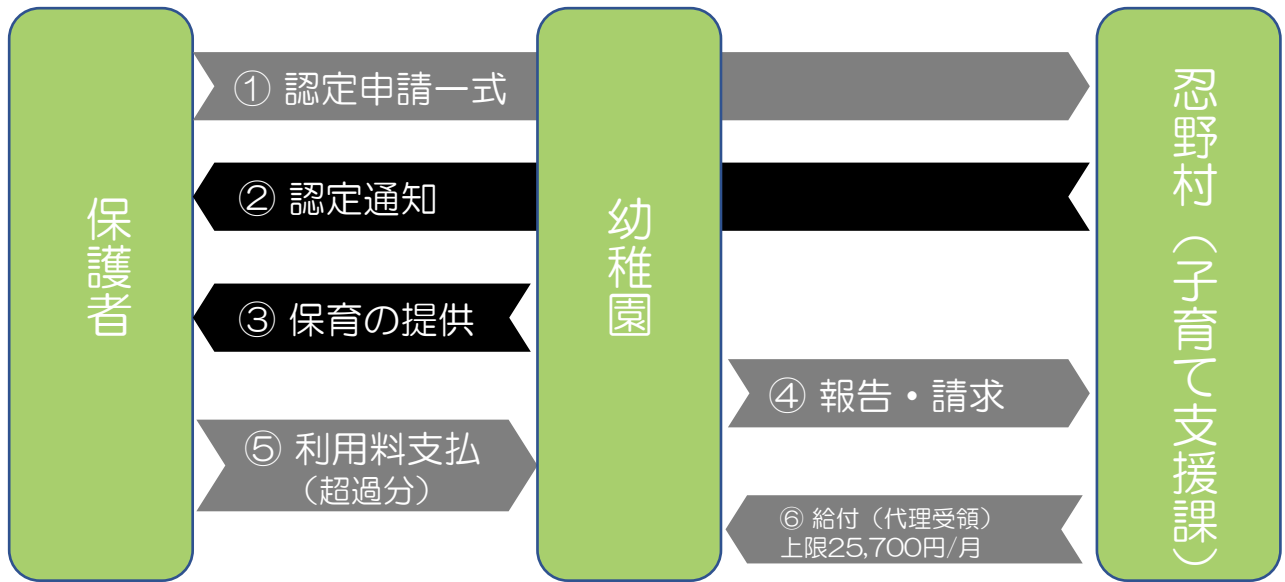
（妊娠・出産、障害、介護・看護、災害復旧、求職活動等）

⑤本人確認書類等貼付け表

②～④については25ページ～26ページをご参照ください。

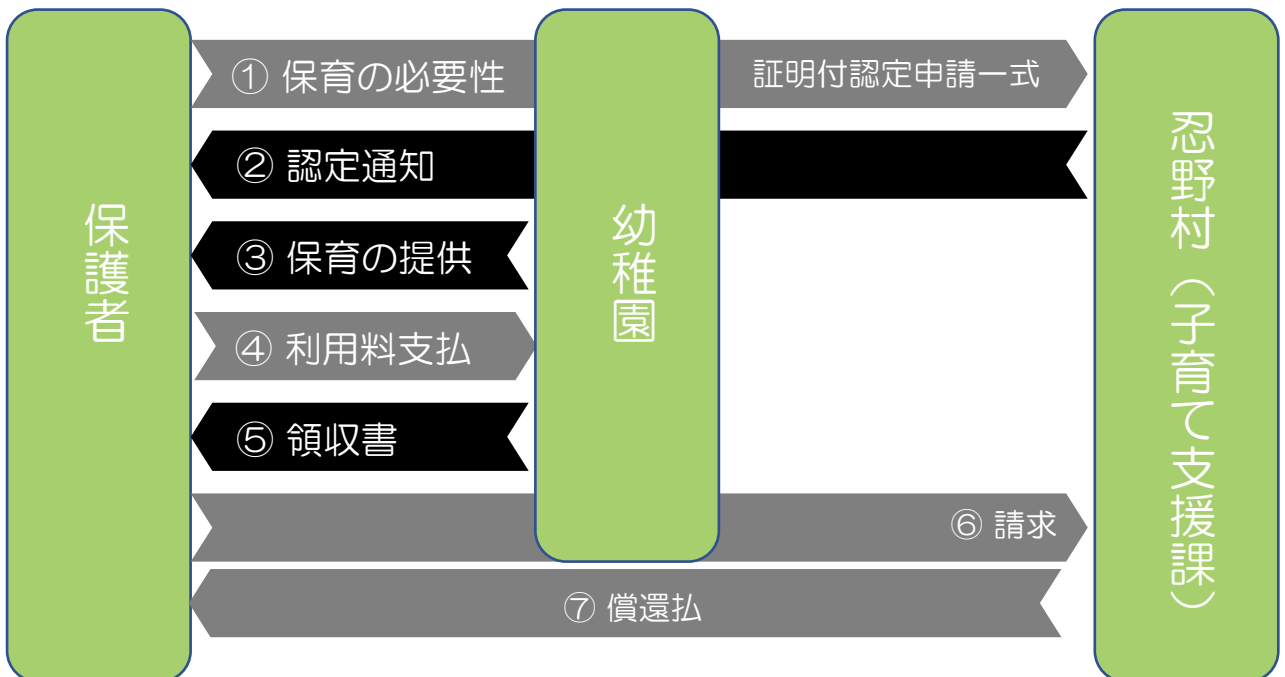
幼稚園（私学助成園）のお手続きの流れと提出書類

●預かり保育を利用しない場合



【提出書類】 A 給付認定（変更・現況）申請書兼施設利用申込書
C 本人確認書類貼付け表

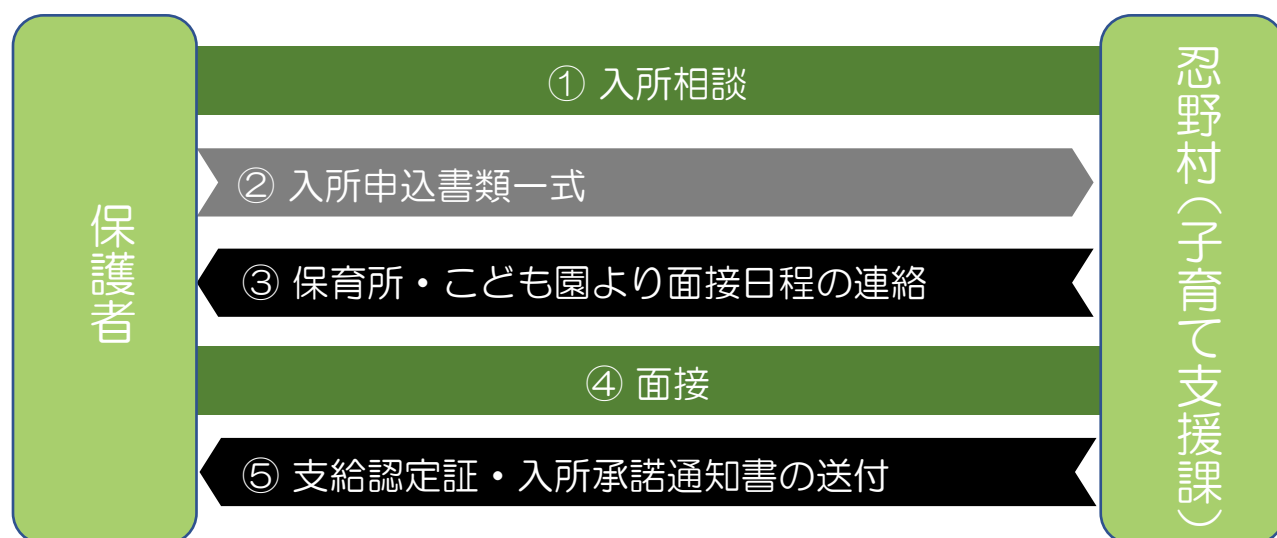
●預かり保育を利用する場合



【提出書類】

- A 給付認定（変更・現況）申請書兼施設利用申込書
- B 保育の必要性がわかる書類（保護者及び同居祖父母毎に必要となります）
※同居祖父母は64歳以下の方のみ
- C 本人確認書類貼付け表（27ページをご参照ください）

●入所・入園お手続きの流れ



入所・入園、産休明け、育児休業明けで入所・入園を希望する方のお手続きの流れは上記の通りです。

1号の方の提出書類

- A 給付認定（変更・現況）申請書兼施設利用申込書
- D 本人確認書類貼付け表

2号・3号の方の提出書類

- A 給付認定（変更・現況）申請書兼施設利用申込書
- B 就労証明書（就労状況のわかる書類も必要です）
- C 保育の必要性がわかる書類（保護者及び同居祖父母毎に必要となります）
※同居祖父母は64歳以下の方のみ
- D 本人確認書類貼付け表
- E 生活保護を受けている世帯：被保護証明書

保育認定・入所（園）決定

児童の家庭状況などにより毎年1月下旬までに決定、通知し、その後説明会を毎年2月中旬に実施しています。兄弟での利用やひとり親家庭など必要性の高い児童から順に入所（入園）となります。

管外保育

忍野村以外の保育所に入所を希望される方は、各市町村により入所条件・受付・締切日・必要書類等が異なります。事前に希望する市町村にご確認の上、子育て支援課までご相談ください。

その他

産休や育休明け、夏季のみの入所等、年度途中での入所・入園予定の場合でも申請が必要です。在園児には各施設で申込み書類を配布します。また、出生前でも申込みできます。

保育認定を受けるための保護者の事由

村から認定を受けるためには保護者が以下の事由に該当している必要があります。なお、事由の変更は家庭の状況に応じ随時可能となります。変更に当たっては余裕をもった手続きをお願いいたします。

	保育を必要とする事由
①	就労、フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働など（原則週4日以上 の勤務かつ1か月64時間以上就労していること）
②	妊娠、出産 （認定期間は、出産予定日6週間前が属する月の初日～産後8週後の月末）
③	保護者の疾病、負傷、障害
④	同居又は長期入院等している親族の介護・看護
⑤	災害復旧
⑥	求職活動 （起業準備を含む。認定期間は3か月間のみ）
⑦	就学（職業訓練学校等における職業訓練を含む）
⑧	虐待やDVのおそれがあること
⑨	育児休業中 （認定期間は、未満児は出産後1年間まで）
⑩	その他、村長が認める場合

こんな場合には事由を切り替えてください！

・就労していて妊娠した場合

「保育の必要性の申立書」と「母子健康手帳（写）※表紙と出産予定日を書き
込んだページ」を提出し、事由を切り替えます。

・現在の就労をやめて仕事を探す場合

「保育の必要性の申立書」と「ハローワーク受付票（写）」もしくは「雇用
保険受給者資格証（写）」のいずれかを提出し、事由を切り替え。但し認定期
間は3か月となります。

いずれの場合も、子育て支援課の窓口をお願いします。

保育の必要性がわかる書類

保育を必要とする事由ごとに必要書類が異なります。

開始直後のため勤務実績がない方は、3か月後に再度就労証明書の提出が必要となります。

■：必ず提出する書類

□：いずれかの書類または、その他証明できる書類

	保育を必要とする事由	必要書類（例）
①	就労（外勤・内勤）	■ 就労証明書 ■ 給与明細直近3か月分写し （就労予定の場合は後日提出） ■ 育児休業証明書 （育児休業中に慣らし保育を始める場合に限る）
	就労（自営業）	■ 就労証明書 ■ 就労を客観的に証明できる書類 □直近の月の給与明細の写し □確定申告書の写し □開業届出書の写し（新規開業の場合）
	就労（自営業協力者） 自営業協力者が専従者であることを確認する。 A・Bいずれか提出がない場合には、指数減算を適用。	■ 就労証明書 ■ 就労を客観的に証明できる書類 ■ 直近の月の給与明細の写し （無給の場合は、事業主の署名捺印付きでその旨を説明してください。様式自由） □A確定申告収支内訳書（写） □B専従者給与届等 （家族への支払いが証明できるもの）
②	妊娠、出産 （認定期間は、出産予定日6週間前～産後8週後の月末）	■ 保育の必要性の申立書 ■ 母子健康手帳（写） 表紙と出産予定日を書き込んだページ
③	保護者の疾病、負傷、障害	■ 保育の必要性の申立書 □診断書 □身体障害者手帳（写）、精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳（写）
④	同居又は長期入院等している親族の介護・看護	■ 保育の必要性の申立書 □被介護者、看護者の診断書等 □介護、看護の状況等が分かる書類
⑤	災害復旧	■ 保育の必要性の申立書 □り災証明書等（写）
⑥	求職活動 （起業準備を含む。認定期間は3か月間）	■ 保育の必要性の申立書 □ハローワーク受付票（写） □雇用保険受給者資格証（写）
⑦	就学（職業訓練学校等における職業訓練を含む）	■ 保育の必要性の申立書 □在学証明書または学生証（写）
⑧	虐待やDVのおそれがあること	■ 保育の必要性の申立書 □配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等（写）
⑨	育児休業 （認定期間は、未満児は出産後1年間まで）	■ 保育の必要性の申立書 ■ 育児休業証明書（写）

※事由の内容により入所を継続できない場合があります。

※自営業の客観的に証明できる書類一例：営業許可証、会社の登記事項証明書

マイナンバーの提出について

認定申請にあたっては、法に基づきマイナンバーの提出が必要となります。
また申請書のマイナンバーが本人であることを確認するために「確認書類」が必要となります。

本人確認



番号確認



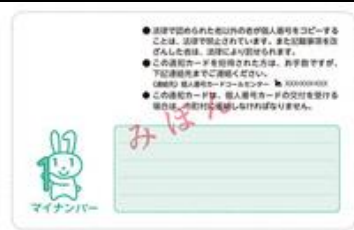
身元確認

①マイナンバーの記入

「個人番号申告書」へ保護者の個人番号を記入してください。

②本人確認書類の準備：保護者のみ（父・母いずれも）

マイナンバーを提出する際は、本人確認が必要となります。本人確認のため、書類をご用意ください。すべてコピーでOK。**家族全員分は不要です。**

マイナンバーカードを使う場合	「番号確認」と「身元確認」を一度に済ませることができます。  
マイナンバーカードを使わない場合	「番号確認」と「身元確認」でそれぞれ書類が必要となります。
「番号確認」 ・通知カード または ・住民票写 (マイナンバー入)	 
「身元確認」 1点のみでOK	※いずれも顔写真付きの公的証明書 ・運転免許証 ・パスポート ・在留カード ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳
「身元確認」 2点必要	・保険証 ・介護保険証 ・預金通帳 ・クレジットカード ・学生証 ・診察券・児童扶養手当証書 等

例) マイナンバーカードも顔写真付公的証明書もない場合：住民票写＋保険証＋預金通帳

③貼付け表作成

個人番号申告書裏面の「本人確認書類貼付け表」へ貼り付ける。

memo

.....
第 3 章
.....

**公立保育所・
認定こども園の
ご案内**



公立忍草保育所

〒401-0511

山梨県南都留郡忍野村忍草842番地1

電話番号：0555-20-5071

開所時間：午前8時00分～午後7時00分

休所日：日曜日、祝祭日、年末年始



公立内野保育所

〒401-0512

山梨県南都留郡忍野村内野560番地

電話番号：0555-84-2104

開所時間：午前8時00分～午後7時00分

休所日：日曜日、祝祭日、年末年始



保育目標

豊かに伸びていく可能性を、うちに秘めている子どもたちが、忍野の自然、文化、社会などの中で健やかに育ってくれることを願って保育にあたっています。

- ・ 健康、安全など生活に必要な基本的生活習慣の自立が出来る子ども
- ・ 自発的に遊びや生活に取り組んでいける子ども
- ・ 遊びや生活の場面の中で工夫したり、創造できる子ども
- ・ 相手の立場や気持ちを尊重しながら自主性、協調性が持てる子ども
- ・ 自然や社会事象について興味、関心を持ち、感じる心を持てる子ども

保育方針

- 子どもが安定感と信頼感を持って生活できるよう、くつろいだ雰囲気の中での保育に努める。
- 基本的生活習慣は、一人ひとりの子どもに応じた方法で進める。
- 子どもが自発的、意欲的に活動できる環境構成に努め、一人ひとりの子どもの持つ個性を伸ばしていくようにする。
- 人への信頼感を育てるため、友だち同士、職員との触れ合いを大切にしていける。

保育所の行事

行事等は年間、おおよそ下記のようなことを行なっています。細かい日程、内容については、4月に年間行事予定表を配布したり、毎月の「えんだより」でもお知らせしています。内容や日程は変更になる場合もありますので、ご了承ください。

月	保育行事	健康行事	その他
4	入園・進級おめでとうの会 保護者総会		誕生会（毎月1回）
5	引き渡・引取訓練 運動会（3歳以上児のみ） ※5月下旬, 6月上旬に開催予定		身体測定（毎月1回） 避難訓練（毎月1回以上） 地震・火災 防犯・Jアラート
6		健康診断 （内科・歯科） 尿検査	参観日（各学年1回）
7	夕涼み会（5歳児のみ） 防火教室（けしまるくん）		観劇（年3回） 英語で遊ぼう（年10回）
8	交通安全教室（さちかぜ号）		季節の行事 例：七夕、ハロウィン、クリスマス、豆まき、ひなまつりなど
9	入所見学 親子バス遠足		季節の遊び （雨遊び・水遊び・雪遊び）
10	徒歩遠足	健康診断 （内科・歯科） 尿検査	地域子育て支援事業 （園庭開放【忍草】 一時預かり【内野】）
11	発表会（2歳以上児のみ） お別れバス遠足（5歳児のみ）		地域との交流 （お買い物体験 にこにこ教室）
12			保護者会主催事業 （イベント開催）
1			奉仕作業 （園庭整備 年1回）
2	入所説明会・面接		年末年始休業 （12月29日～1月3日）
3	卒園式		

デイリープログラム

時間		未満児 (0～2歳)	年少児・年中児 (3歳・4歳)	年長児 (5歳)
A M	8:00	標準時間保育開始	標準時間保育開始	標準時間保育開始
	8:30	短時間保育開始	短時間保育開始	短時間保育開始
	9:00	運動あそび おやつ	運動あそび (体操・マラソン・ゲーム等)	運動あそび (体操・マラソン・ゲーム等)
	10:00	年齢ごとの活動開始 0歳児は個々のリズムに 合わせ睡眠を取る。	クラス単位の活動開始	クラス単位の活動開始
	11:00	食事	食事	食事
P M	12:00	昼寝		
	1:00		昼寝	昼寝 (10月までの予定)
	2:00			クラス単位の活動 (昼寝終了後からの予定)
	3:00	おやつ	おやつ	おやつ
	4:00			
	4:30	短時間保育終了	短時間保育終了	短時間保育終了
	7:00	標準保育終了	標準保育終了	標準保育終了

- ・ 未満児（0歳～2歳）及び年少児・年中児（3・4歳）クラスは1年間を通して昼寝をします。年長児（5歳）は10月頃から昼寝はしません。
- ・ 行事等でデイリープログラムが変更になる場合があります。
- ・ 乳児期の子どもたちは一人ひとりに合った授乳・睡眠の時間を取っていきます。

認定こども園忍野幼稚園

〒401-0511

山梨県南都留郡忍野村忍草1437番地

電話番号：0555-84-3637



開園時間：

・1号認定 午前8時40分～午後2時00分

・2号認定／3号認定（2歳児～）

保育標準時間認定 午前8時00分～午後7時00分

※両親の就労時間が共に月120時間以上の場合

保育短時間認定 午前8時30分～午後4時30分

※両親の就労時間がどちらか一方あるいは共に120時間未満の場合

2号認定 午前9時00分～午後2時00分までは、1号認定園児と一緒に活動します。

休園日：

・1号認定

土曜日、日曜日、祝祭日、県民の日（11月20日）、創立記念日（6月1日）

夏休み、冬休み、春休み

・2号認定・3号認定（2歳児～）

日曜日、祝祭日、年末年始（土曜保育は保育所で実施します）

教育目標

- 元気で明るいこども
- 決まりを守って進んでなんでもすることも
- 友達と仲良く遊ぶこども
- よく考え工夫することも

学年目標

2歳児 1.幼稚園に喜んで登園する。2.身の回りのことを自分でしようとする。

3歳児 1.幼稚園に喜んで登園し、楽しく遊ぶ。2.生活習慣を身につける。

4歳児 1.集団生活に必要な約束や決まりを守り楽しく遊ぶ。
2.物事に興味を持ちのびのびと表現する。

5歳児 1.自主的態度を身につけ協力して遊ぶ。
2.社会生活に興味関心を持ち自分の意見や驚きを表現する。

指導の重点

- 幼児主体の活動を展開し、豊かな園生活ができるようにする。
- 遊びを通して総合的な指導に努め、生き生きとして充実した園生活ができるように努める。
- 集団生活を通して、思いやりのある心やいたわりの心を育てる。
- 十分に体を動かし、安全な行動ができ、温かい人間関係の育成に努める。

経営の努力点

- 職員相互の和をはかり、明るい職場で創造的保育に専念する。
- 仕事の合理化、適正化を図り保育がすべてに優先する体制をつくる。
- 施設・設備を活用して豊かな心身の発育を助長する。
- つねに適切な環境作りに配慮する。
- 給食指導を推進して、良い食習慣を育て体位の向上を図る。
- 家庭との連携提携を密にし、お互いの信頼関係の中でのびのびとした豊かな人づくりに努める。
- 特別支援教育の体制を整え、適切な指導や支援に努める。

年間行事予定表

行事等は年間おおよそ下記のようなことを行なっています。細かい日程については、4月に年間行事予定を配布します。また、毎月の「えんだより」でもお知らせします。

内容や日程が変更になる場合もあります。毎日配布される「おたより」等でご確認ください。

月	行事
4	始業式、入園式、PTA総会、家庭訪問
5	サッカー教室（年長）、内科・歯科検診、学級交流会、観劇 親子バス遠足
6	衣替え、園児引き渡し訓練、尿検査、保育参観 茶道体験教室（年長）、プール開き、買い物体験（年長）
7	七夕のつどい、防災教室（けしまるくん）、一学期終業式 お泊まり会（年長）、夏季休業、夏季保育
8	夏季休業、PTA活動、二学期始業式
9	防災訓練、運動会
10	衣替え、徒歩遠足、歯科検診、保育参観、個別懇談、ハロウィン集会
11	交通安全教室（さちかぜ号）、焼き芋会、入園願書受付、発表会 防災パレード見学
12	入園面接、クリスマス会、二学期終業式、冬季休業
1	冬季休業、三学期始業式、もちつき会、茶道教室（年長参観）
2	節分の集い、一日入園と説明会、英語で遊ぼう（年中参観） お別れ遠足（年長）、保育参観、給食試食会（年少）
3	ひなまつり会、観劇、お別れ会、卒園式、修了式

●その他の行事

お誕生会	年12回（毎月）	英語で遊ぼう	年10回
避難訓練	年14回以上（地震、火災、Jアラートなど）		
身体計測	年12回（毎月）		

デイリープログラム

時間		3号認定 (2歳)	1号認定 (3・4・5歳)	2号認定 (3・4・5歳)
A M	8:00	標準時間保育開始		標準時間保育開始
	8:30	短時間保育開始		短時間保育開始
	8:40		順次登園	あそび
	9:00		あそび クラス単位の活動	クラス単位の活動
	9:30	おやつ 集合（季節の歌、体操など）	集合（季節の歌、体操など）	集合（季節の歌、体操など）
P M	11:00	給食	給食	給食
	12:00			
		昼寝	クラス単位の活動	クラス単位の活動
	1:00			
	2:00		降園	
	3:00	おやつ		おやつ
	4:30	短時間保育終了		短時間保育終了
	7:00	標準時間保育終了		標準時間保育終了

- ・ 保育内容、行事等でデイリープログラムが変更になる場合があります。
- ・ 2歳児は1年を通して昼寝をします。学年始め、学年末休業期間、夏季休業期間、行事等で2号認定のみの保育はお昼寝があります。
- ・ 午後2:00以降は人数により縦割り保育になります。

延長保育・土曜保育の利用について

短時間保育の方で午前8時30分～午後4時30分以外の延長保育の申請（午前8時00分～午前8時30分、午後4時30分～午後7時00分）については、要相談の上決定します。事務室までご相談ください。

保育時間確認書を提出後、所長・園長の許可がおりましたら利用開始となります。

土曜保育の保育時間

保育時間 午前8時30分～午後4時30分

利用条件

- ・ 土曜保育は申請制です。面談し「土曜保育申請書」を提出いただき、登録してからのご利用となります。
- ・ 両親ともに土曜日就労であり、祖父母等にも預けられない園児のみです。
- ・ 未満児（0・1歳児）は離乳が完了していること（簡易給食がパンのため）

必要書類

土曜保育申請書1通と勤務証明書2通（両親のもの・勤務先の公印がないものは無効）※登録が完了後、用紙をお渡しします。
※給食発注の関係上、利用月の前月15日までに提出してください。未提出の場合は利用できません。

留意事項

- ・ 土曜日の保育時間は8時30分～16時30分です。早番遅番はありません。
- ・ 実施場所は1か月ごと忍草保育所と内野保育所を交替しておこないます。
- ・ 給食はパンと飲み物の簡易給食になります。
- ・ 勤務先に確認の電話をする場合がありますのでご了承ください。

【利用時の持ち物】

●全員

着替え一式（シャツ・パンツ・上着・ズボン・靴下）／運動靴で登園（サンダルは禁止）／カラー帽子（0歳児は家の帽子を持参）／水筒（0・1歳児はストロー付きのマグカップ）／昼寝布団（敷布団、毛布、タオルケット）

●未満児（0・1・2歳児）

上記のものに加え、紙おむつ（6枚）、乳幼児れんらくちょう（ノート）

※お手ふきタオルは使いません。ペーパータオルを使います。

退所・退園について

村外への引っ越しなどで、保育所・認定こども園を利用しなくなる場合には、「退所（退園）届」の提出が必要となります。

手続きの流れ

保育所・認定こども園に連絡し、「保育施設退所届」を子育て支援課へ提出してください。また転出に伴い、村外の施設等を利用する予定の方は、退所・退園が決まり次第、異動先の自治体窓口までお問い合わせください。

標準時間と短時間の切り替え

通園開始以降、就労状況や妊娠等により、時間の変更をしたい場合には予め手続きが必要となります。提出先は子育て支援課となります。

●標準時間→短時間への切り替え

- ・給付認定（変更・現況）申請書兼施設利用申込書

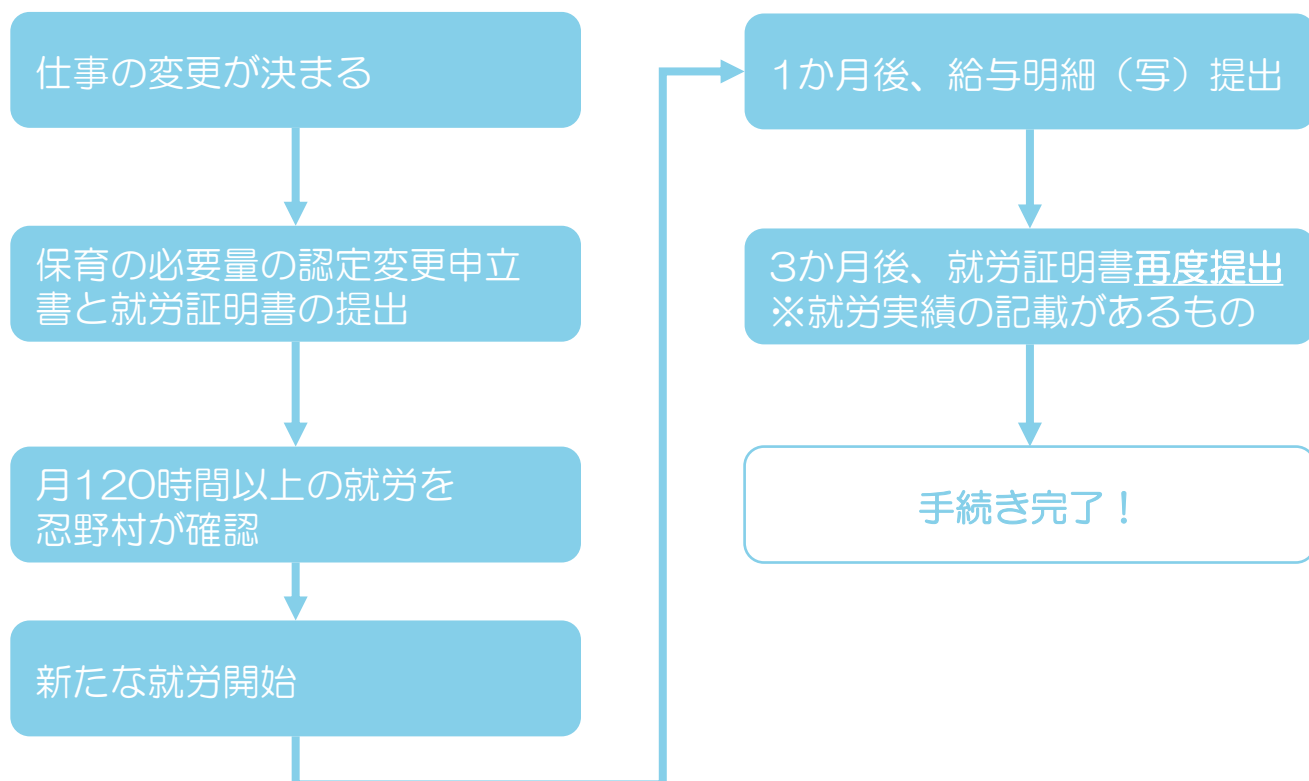
●短時間→標準時間への切り替え

- ・給付認定（変更・現況）申請書兼施設利用申込書
- ・就労証明書の再提出

※原則すべての保護者が月120時間以上の就労の場合のみ切り替え可能です。

※就労開始後、給与明細（写）の提出が必要となります。

●就労先を変更し短時間から標準時間への切り替えをする場合



個人情報の保護

保護者への緊急連絡網の配布・スナップ写真・CATV放送等・他管理運営のための保育所、認定こども園の書類等に関して保護者の同意をいただきます。漏洩防止・安全管理・個人情報には十分配慮いたします。

子育て支援課に連絡をしてください

入所、入園申し込み後または入所・入園後、以下のように変更が生じた場合は、子育て支援課へご連絡ください。

- ①児童が病気などで長期欠席をする場合（1か月以上）
- ②住所が変わった場合（村内での転居、町外への転出、など）
- ③家族の状況に変化が生じた場合（離婚・再婚・保護者の変更）
- ④保護者が退職・就職・転職したとき
- ⑤修正申告などで、市町村民額に変更があったとき
- ⑥入所（入園）を希望する保育所・認定こども園を変更するとき
- ⑦入所（入園）の申し込みを取り下げるとき

memo

.....
第 4 章
.....

村内施設のご紹介



基本情報

〒401-0512

山梨県南都留郡忍野村内野3395番地1

電話番号：0555-84-1115

開館時間：午前7時30分～午後6時30分

休館日：土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始



教育理念

「遊べるし学べる子」

森で泥だらけになって全力で遊びながらも、楽しみながら学習の習慣を身につけられる、ここでしか受けられない、すべての子どもの可能性を引き出す保育を心がけています。

「生きる力」「学ぶ力」「食育」「徳育」

4つの柱を中心に子どもたちの自立へのお手伝いをさせていただきます。

●生きる力

森のようなちえんと一般的な保育との大きな違いの中の一つは、自然の中で過ごし体験することです。大人が管理、設定、準備するものとは異なり、自然という空間は人間の心と体に素晴らしい影響を与えてくれます。もちろん、危険も潜んでいますが、安全を第一にすることで「なぜ危ないのか？」など危険予測や回避を身につけることができます。

●学ぶ力

【毎日の読書】

年少から「ひらがな」が読めるので、子どもたちは絵本に興味をもち読書を始めます。大人が読む本、文章を決めるのではなく自分が読みたい本を選んで、毎日の読書で積み重ねます。その子のペースで読みたい本を読みますが、年間にひとり約700～1,000冊を読んでいます。この毎日の小さな積み重ねが、将来とても大きな力となります。

すべて、読まされるのではなく、自分たちから進んで読書しています。

【一人ひとりにあった教材】

年少から「ひらがな」が読めるようになり、そこから色々なものに興味を持ちます。一人ひとり、その子に合った教材（国語・算数）を導入し取り組み、決して無理してやらせるのではなく、自分から進んで取り組むようになります。遊びの感覚で自分から取り組む姿勢をつくり、「難し過ぎず簡単過ぎない」学習を毎日積み重ね一人ひとりの能力の可能性が伸びるようかかわります。

たくさんできるのが良いのではなく、他の子と比べる事をしないで、毎日の取り組む姿勢と積み重ねを大事にしています。

●食育

森の畑の中で在来種・固定種の種を蒔き、毎日水をあげて自分たちで自分たちの無農薬野菜を収穫して、感謝の心を育てていきます。虫や動物に食べられてしまうこともあります。大自然の循環を少しでも学びながら、現在の食事についても考えていきます。好き嫌いをするのは感謝の気持ちが足りないからです。あえて苦手な野菜の種を蒔き、収穫するまで毎日関わります。発芽し生長し、収穫した自分で育てた野菜は最幸の笑顔で食べています。

●徳育

幼児期に培っておきたいもの、それは調和のとれた人格の土台となる優しい心、自立心、そして日本の心です。自立心は躰で養われます。「立腰」をはじめとする躰の教育によって子どもたちは心と体を整える力を身につけます。それは集中力、持続力、判断力へと発展していくのです。躰は「おしつけ」ではなく、大人が見本となり「しつづける」ことによって子どもの品格を育むことです。

1日の生活（標準時間2号）			主な年間行事	
A M	7:30	開園	4月	入園式 お花見
	9:15	読書	5月	親子遠足 種まき
	9:50	朝の会	6月	山登り
	10:20	外活動	7月	お泊まり保育 川遊び
	12:30	昼食 休憩 掃除 そうきん がけ	8月	運動会 川遊び
P M	14:00	学習 製作活動 リトミック ピアノ、プログラミング 跳び箱など	9月	山登り 棒パン
	15:30	おやつ	10月	焼き芋 ハロウィン
	15:45	帰りの会	11月	ほうとう作り 紅葉祭り
	18:30	閉園	12月	クリスマス会
			1月	餅つき 書初め まゆ玉づくり
			2月	豆まき 恵方巻 みそ作り
			3月	卒園式 お別れ遠足 イチゴ狩り

基本情報

〒401-0511
山梨県南都留郡忍野村忍草3515番地1
カルチャーセンター内
電話番号：0555-84-5541
開館時間：午前8時00分～午後7時00分
休館日：日曜日、祝祭日、年末年始



入所対象： ファナック株式会社、または共同利用契約締結企業に勤める従業員の子ども
0歳（生後57日から）～未就学児

保育理念

- ファナックの森での四季折々の自然体験を通し、感性を磨き学ぶ好奇心を育みます。
- 家族がゆとりをもって仕事と生活を両立させることができる環境づくりに貢献します。
- のびのびと育つ環境を提供し、働く人々のWork Life Balanceの実現を支援します。

保育計画

年齢	主な保育計画
0歳児	・ 一人ひとりの生活リズム・個性・発達に応じた信頼関係を築く。 ・ 保健的で安全な環境の中で、身の回りのものに関する興味や関心を持つ。
1歳児	・ 保健的で安全な環境を提供し、心身共に安定を図る。 ・ 保育士との信頼関係のもと、基本的な生活習慣・遊びに興味を持つ。
2歳児	・ 快適な環境下、生命の保持と情緒の安定を図る。 ・ 人との関わりに興味を持ち、言葉や遊びで関わりを持つ。
3歳児	・ 象徴機能や観察力を発揮する。 ・ 基本的な生活習慣を身につけ、自信を持って主体的に園生活や遊びに取り組む。 ・ 保育者や友だちと遊ぶことを楽しみながら人との関わりを深める。
4歳児	・ 感情が豊かになり我慢ができるようになる。 ・ 主体的に基本的な生活習慣の確立に取り組み、身近な物との関わり、様々な気づきや感動を通して表現意欲を育てる。 ・ 思いやりや譲り合う心を育てる。 ・ 生活体験を豊かにして、言葉を育てる。
5歳児	・ 集団活動の中で意欲的に活動し新しい知識や能力を獲得する。 ・ 友達同士の関わり合いを深め、意欲的、創造的に、遊びや仕事に取り組む、充実感を味わう。 ・ 園生活を楽しみ、運動や遊びを活発に行うとともに、基本的、個人的、社会的な生活の習慣や態度を身につける。 ・ 身の回りの自然事象や社会事象に興味や関心を持ち、豊かな感覚や心情を持つ。

デイリープログラム

時間		0歳児	1～2歳児	3～5歳児
A M	8：00	混合保育	混合保育	混合保育
	8：30	順次登園・検温 自由遊び	順次登園・検温 自由遊び	順次登園・検温 自由遊び
	9：30	午前おやつ・授乳	午前おやつ	
	9：50	午前寝（個人に合わせて）		
	10：30	設定保育 戸外遊び・制作・絵画 英語・リトミック等	設定保育 戸外遊び・制作・絵画 英語・リトミック等	設定保育 戸外遊び・制作・絵画 英語・リトミック等
	11：00	給食・授乳		
	11：30	着替え・午睡準備	給食	
	11：45	午睡		
P M	12：00		着替え・午睡準備	給食
	12：15		午睡	着替え・午睡準備
	12：30			午睡
	2：30	起床・検温	起床・検温	起床・検温
	3：00	午後おやつ・授乳	午後おやつ	午後おやつ
	3：50	帰りの会・歌	帰りの会・歌	帰りの会・歌 明日の予定
	4：00	降園準備・自由遊び 順次降園（混合保育）	降園準備・自由遊び 順次降園（混合保育）	降園準備・自由遊び 順次降園（混合保育）
	7：00	降園終了	降園終了	降園終了

年間行事

月	主な行事	月	主な行事
4	入園案内、ご挨拶	10	ハロウィン
5	子ども日のお祝い 定期健康診断・親子遠足	11	ありがとうの日 定期健康診断、保育参加
6	虫歯予防の集い、歯科検診 保育参加&給食試食会	12	クリスマス会
7	七夕祭り	1	お正月遊び
8	夏祭り	2	節分、保育参加、保護者面談
9	親子運動会、総合避難訓練	3	ひな祭り、おやつ作り、お別れ会 懇談会

毎月：お誕生日会（月1回）、避難訓練、身体測定、食育
 その他：防犯訓練（隔月）

基本情報

〒401-0511
山梨県南都留郡忍野村忍草3101番地1
電話番号：0555-25-7602
開館時間：午前7時30分～午後6時30分
休館日：土曜日、祝祭日、年末年始



豊かな自然の中で 元気にのびのび
一人ひとりに個性を尊重し 心と体を育む保育園

保育理念

乳幼児一人ひとりの
かけがえのない「いのち」を大切に
丁寧に愛情をそそいだ保育を行います

保育方針

安全 安心 喜び 繋がる 自然

5つの取り組み

読み聞かせ 食育 木育 火育 音育

1日の流れ

7:30	標準時間保育開始 順次登園 連絡帳確認・視診・検温
8:30	短時間保育開始
9:00	おはようの会
10:00	お散歩・外遊び・園外保育 ※雨天でもお外で遊ぶことがあります
11:00～15	昼食 お昼寝
14:30	起床・検温
15:00	おやつ 午後の活動（製作・リズム遊びなど）
16:00	お片づけ
16:20	さよならの会
16:30	短時間保育終了
18:30	標準時間保育終了 閉園

※上記は一例であり、一人ひとりのお子様の生活リズムや年齢期に合わせた保育を行います。

年間行事

四季折々の行事や活動を考え、子どもたちと行事の由来や伝統を学びながら楽しみます。英語であそぼう 月2回、毎月お誕生会・避難訓練・身体測定

.....
第 5 章
.....

**忍野村の
子育て支援事業**



基本情報

〒401-0511

山梨県南都留郡忍野村忍草1433番地1

電話番号：0555-84-1611

FAX番号：0555-84-1612

開館時間：午前10時00分～午後6時00分

休館日：土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始



忍野児童館「来夢（らいむ）」では、乳幼児を対象とした「親子の集い」、小学生を対象とした「放課後児童クラブ」、18歳までを対象とした「自由来館」、の3つ事業を実施しています。

親子のつどい

●乳幼児親子で遊べるフルーツポンチ

0～2歳児を対象に親子で遊べるスペースを設置してあります。食事ができるスペースもありますので、お弁当を持参して遊びにきてください。また、月末には、年齢に関係なく「フルーツポンチ誕生会」を行い、誕生児には、誕生カードのプレゼントなど、みんなにお祝いしてもらいます。



●年齢別つどいのひろば

毎月0歳児「いちご」、1歳児「ばなな」、2歳児「メロン」と題し、年齢別につどいの広場を開催しています。子育て中は何かと家の中に閉じこもりがちなお母さんたちに、場所の提供や育児相談、親子の交流を目的とした子育て広場です。「つどいのひろば」では、ふれあい遊びや手遊びを使った体操やリトミック、簡単な製作など年齢にあった活動をい計画しています。



放課後児童クラブ（学童クラブ）

放課後児童クラブでは、家庭との連携を図りながら、児童の健全育成及び保護を目的とした「学童クラブ」を実施しています。昼間保護者・祖父母などがいない家庭、保育を必要とする家庭の児童を対象に、放課後児童健全育成事業を通して小学生の受け入れを行っています。

子どもたちが安全に過ごす中で、家庭に代わり遊びや生活の場を与え、保護者の皆さんが家庭の中で子どもを温かく育むためのお手伝いをすることを目的としています。

放課後児童クラブ 入会について

●対象となるかた

本村の小学校に在籍し、保護者の就労その他の理由により、放課後に家庭において保護者等の監護を受けられない児童

- ・ 忍野村に在住していて他の小学校に通学している児童で入会を希望される方は児童館窓口にご相談ください。
- ・ 今年度在籍している児童で、来年度も保育を希望する児童も申請してください（毎年申請更新が必要になります）。

●受付期間

毎年10月中旬～11月上旬

- ・ 10月上旬より放課後児童クラブ（学童保育）申込用紙を児童館で配布します。
- ・ 上記期間以外の申請は年度途中からの受付になります。

●受付場所

忍野児童館

●放課後児童クラブの開設期間

毎年4月1日～翌年3月31日まで

- ・ 平日 下校時～午後6時00分まで
- ・ 学校休業日 午前8時30分～午後6時00分まで

●利用料（通年利用）

対象	利用料（月額）
小学1年生～3年生	3,000円
小学4年生～6年生	4,000円

※ 保護者会費は別途徴収します。

●募集予定人数

70名

- ・ 申込み予定数を超えた場合は、家庭状況を考慮し、優先順位の高い順から順次入会となります。
- ・ 選考からもれた児童は待機児童となり、空があり次第順位の高い児童から順次受け入れます。

●注意事項

あくまで保育の欠ける時間を補助することが目的ですので、**家庭の中で保育できる状態にある時（仕事が休みのときなど）は学童クラブは利用できません**。また、勤務終了後のお迎えもお願いしています。

●決定通知書

入会が決定次第、入会承認通知書を発送します。

長期休業利用について

長期休業利用とは夏休み、冬休み、春休みなど長期にわたっての小学校が休みの時だけ児童館を利用することです。

●対象となるかた

本村の小学校に在籍し、保護者の就労その他の理由により、長期休業期間の日中に保護者等の監護を受けられない児童

●開設期間

学校休業日 午前8時30分～午後6時00分まで

●利用料（長期休業利用）

長期休業	利用料（月額）
夏季休業（夏休み）	4,000円（4年生以上 5,000円）
冬季休業（冬休み）	2,000円（4年生以上 3,000円）
春季休業（春休み）	1,000円（4年生以上 2,000円）

※ 通年利用者のうち、長期休業(春休みを除く)を利用する場合は、**通年利用料に長期休業利用料の2分の1の額が加算**となります。

※ 保護者会費は別途徴収します。

●申請方法・入会受付

放課後児童クラブと同様です（51ページを参照してください）。

自由来館

自由来館とは、0歳から18歳までを対象とした「遊びの場を・仲間を求めて」気ままに来て楽しめる場所です。小学校は下校後、自宅に帰りランドセルを置いて遊びに来る、自由に帰るなど自分のペースで利用することができます。また、下校時に児童館に来て「自由来館」の部屋で宿題をしたり、園庭で遊んだりして過ごします。

※利用にあたって提出申請書類は不要です。

●開設期間

平日時間 下校時～午後5時30分まで

※夏休み、冬休み、春休みなどの学校休業日、始業式、終業式の日には利用できません。

●退館

自由に帰宅、または保護者のお迎えとなっています。

●お問い合わせ・相談先

忍野村児童館 0555-84-1611

忍草保育所では、地域で子育てしている保護者や子供たちが楽しく過ごせるように遊び場(園庭遊具・砂場)を開放しています。親子で気軽に遊んだりしながら、乳幼児の保護者のみなさんが抱えている子育てのさまざまな問題に対して保育所職員が相談、援助などにも応じています。ぜひ、ご活用ください。

●対象となるかた

小学校就学前の乳幼児と保護者

●開放日

忍野村ホームページ、忍野村子育て支援ポータルサイト「こそだて! OSHINO」、
「広報おしの」にてご確認ください。

●開放時間

午前10時00分 ～ 午前11時30分

●持ち物

帽子、水分補給のための飲み物

※水分補給以外の飲食はご遠慮ください。

●留意事項

- ・ 受付用紙に名前などをご記入ください。
- ・ ご自由に遊んでいただけますが、お子様から目を離さずにケガのないようにお願いします。保護者のかたの一人ひとりが責任を持ってお子様の遊びを見守り、安全に遊べるようご協力ください。また施設内での怪我などについては自己責任となります。ご了承ください。
- ・ 夏場および気温の高い日の長時間(1時間以上)外遊びは小さいお子さんの負担も大きくなりますので、時間の範囲内で切り上げられますようご注意ください。
- ・ 園内の事務室に所長・主任保育士がおりますので、お困りのこと・気になることなど何でもお気軽にご相談ください。

●お問い合わせ・相談先

忍草保育所 電話番号：0555-84-2042

一時預かり事業

保育所一時預かり事業とは、保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の病症による緊急時の保育に対応し、児童の福祉の向上を目的とした事業です。

●実施場所・対象となるかた

保護者とともに本村に住所を有しており、幼稚園及び保育所等に通っていないお子さんが対象となります。

実施場所及び対象年齢については、以下のとおりです。

実施場所	対象年齢
認定こども園 ウブントゥ忍野の森 (住所：忍野村内野3395番地1)	生後6か月から
忍野村立内野保育所 (住所：忍野村内野560番地)	満1歳から

※特別な理由がない限りウブントゥ忍野の森でのお預かりになります。

●保育日時

月曜日～金曜日

午前9時00分～午後4時00分(午前9時00分前のお預かりはできません)

ただし、緊急の場合はご相談ください。

土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休日です。

その他、保育所内感染症流行などの理由により臨時休日となる場合もあります。

●注意事項

- 希望者が多数になる場合や保育所の行事と重なる場合には、お断りすることがあります。
- 体調不良時や発熱時(37度5分以上)、ケガなどの理由により、安全を考慮しお預かりをお断りさせていただく場合もありますので、ご了承ください。
- お預かり中に体調不良などがあった場合は、緊急連絡先にご連絡させていただきますので、必ず連絡がつくようお願いします。
- 投薬は一時預かりではいたしません。
- 家族に感染症の病気がある場合には、受け入れできません。
- お迎えは原則、預けたかたと同じかたにお願いします。他のかたがお迎えの場合は、事前に連絡の上、確認が取れた場合のみお引渡しします。
- お迎え時間に遅れるなど利用時間に変更がある場合は、必ず事前に連絡をお願いします。
- 予約の変更・キャンセルは利用日の開所3日前までにお願いします。連絡がない場合は、利用料金が発生します。**

●利用料金

1時間350円(利用は原則1時間単位です)

●持ち物

お弁当・おやつ・水筒・おしぼり など ※詳細については面談の際お伝えいたします。

●申し込み手順

1.担当保育士との面談（初めて利用されるかたのみ）

ウブントゥ忍野の森(午前9時00分～午後4時00分)までご連絡ください。面談日の予約をしてください。予約日時にウブントゥ忍野の森において、担当保育士との面談を行います。お子様と一緒に受けてください（お子様の健康状況などの確認や用意するものの説明などを行います）

2.希望日の利用状況確認

ウブントゥ忍野の森に電話をし、希望日に利用可能か確認してください。

3.利用申込書の提出

「一時預かり利用申込書」に記入し、「児童の現況表」を添付し、ウブントゥ忍野の森に提出をお願いします。申込書は子育て支援課にも用意しています。

4.利用料の支払い

利用料は当日ウブントゥ忍野の森へ直接お支払いください。
内野保育所を利用した場合は、保育所より納付書と承諾書を受け取り、支払いのできる金融機関（忍野村役場出納室）にて1週間以内にお支払いください。

※申し込みは1か月前から受け付けます。

※直前の場合お断りすることもあります。

※緊急でない限り5日前までに申込書を提出してください。

●連絡先

認定こども園ウブントゥ忍野の森 電話番号：0555-84-1115

内野保育所 電話番号：0555-84-2104

認定こども園忍野幼稚園 一時預かり利用について

幼稚園型一時預かり事業とは、忍野幼稚園に在籍する1号認定のお子様について、ご家庭で通常の教育時間後、または長期休業日に保育が困難な場合に一時的に保育を実施する事業です。

●対象となるかた

忍野幼稚園に在籍する1号認定のお子様

●利用時間

平日 午後2：00～午後5：00

長期休暇 午前9：00～午後5：00（夏休み・冬休み・春休み）

●実施場所

認定こども園忍野幼稚園（土曜日、日曜日、祝祭日は行いません）

●利用料金

1時間350円（利用は原則1時間単位です）

- ・おやつ代 平日：1回50円（午後3：00を挟む場合）
（長期休暇：リス組（2歳児クラス）の1号認定の園児は午前9：30頃おやつがある為、50円の徴収があります。）
- ・昼食代 1回243円（お昼を挟む場合）

●予約受付日

毎月25日に翌月の予約を受付（休日の場合は前日）

●予約受付期間

毎月20日から25日の期間に翌月の予約を受付。

※家庭の都合により予約受付期間以外に予約しないと困る事態が起きた時は、幼稚園開業日の利用予定日2日前までに申し込みをしてください。
※緊急の場合は随時受け付けします。ご相談ください。（急病・葬祭等）

●予約手順（受付時間：午前9：00～午後5：00）

- ① 教育委員会に申込書を提出、利用料金の納付書を受け取り役場出納室に支払をしてください。
- ② 教育委員会にて支払い確認後、利用許可証を発行します。（利用許可書は家庭で保管してください）
- ③ 利用予定を幼稚園の連絡ノートに記入し担任に知らせてください。

・・・・・・・・・・以上で予約完了・・・・・・・・・・

- ・ おやつがある方には申込時に教育委員会にて「おやつ献立表」を配布します。
- ・ 食物アレルギーのあるお子様にはおやつ・昼食の提供ができないため「利用申込書・許可書」の食物アレルギー有に〇印を記入してください。
- ・ 園行事等の都合によりお預かりできない日もあります。ご了承ください。

●注意事項

- ・ 一時預かり時に体調を崩した時（嘔吐・発熱）は、お迎えをお願いします。
- ・ おやつ・昼食の準備がある為、申込み期間を守ってください。
- ・ お迎えが15分を超えた時には1時間分の追加料金をいただきます。
- ・ 利用当日、利用時間が短縮されても返金の対象にはなりません。
- ・ 利用日の変更・キャンセル等は、利用日の2日前までに教育委員会・幼稚園に連絡してください。前日及び当日キャンセルは、おやつ代・昼食代は徴収させていただきます。（予約時の例を参考にしてください）
- ・ 尚、利用時間短縮のみでのキャンセルはできません。利用時間を短縮したい方はもう一度予約が必要となります。
- ・ 返金は忍野村に登録してある保護者様の口座に入金させていただきます。（返金期日は利用月の2か月後位を予定しています）

●お問い合わせ・相談先

忍野村教育委員会 0555-84-2042

memo

.....
第 6 章
.....

**忍野村の
子育て支援に関わる
手当・助成金**



病気時の受け入れ基準

通所児童が風邪など病気になってしまったときの受け入れ基準は以下のとおりです。

- 熱 37.5度未満であること
- 下痢の場合は普通便になってから
- 感染症などの場合は医師の判断による

病気の子どもの保育所利用

通所児童が風邪など病気になってしまったときでも、保育施設を利用することができます。利用にあたっては山梨県子育てに関する情報を掲載するポータルサイト「やまなし子育てネット」で各施設の「空き状況」を確認のうえ、申込みをしてください。近くの施設が予約でいっぱいときは、他の市町村にある施設を利用することができます。

なお、はじめて利用する際は、予め利用登録が必要になります。利用登録はスマートフォンから行うことができます。

病児保育の利用手続（標準的な流れ）

やまなし子育てネット

検索

<http://www.yamanashi-kosodate.net/index.html>



モバイル用QRコード

①利用登録（事前に市町村に申請）

②子どもの発病（発症）

③登録した施設に「仮予約」の連絡

④かかりつけ医を受診 ※連絡票への主治医の署名

入院の必要がないと判断した場合

急性期の場合等

入院または自宅療養

⑤施設に「本予約」の連絡

⑥病児保育の利用 ※連絡票を持参

体調悪化等により

受診または
自宅療養

⑦病児保育の終了

⑧お迎え（利用料金発生）

※施設により「利用の流れ」が異なる場合があるため、事前に施設または市町村に確認してください。

病気の子どもの保育所利用

●病児保育施設 位置図

＜病児対応型の施設＞

容態の安定している病気の子どもを、家庭で保育ができない保護者に代わって、医療機関または保育所で一時的に預かる施設

＜病後児対応型の施設＞

病気は回復しているが、感染症等の理由から登園できない子どもを、保護者に代わって、医療機関または保育所で一時的に預かる施設

●病児・病後児保育施設一覧

NO	施設類型	市町村	施設名（所在地）	連絡先	対象児童	開所時間
1	病児・病後児 対応型	甲府市	バンビ甲府東 甲府市上阿原487-1	055-242-6868	0歳～小学6年生	月～金 8:30～20:00
2			バンビ甲府西 甲府市富竹1-3-10	055-288-8222	0歳～小学6年生	月～金 8:30～18:30
3		南アルプス市	こもれびこどもクリニック 病児保育室「うらら」 南アルプス市在家塚67-1	055-298-4000	0歳～小学6年生	月・火・木・金 8:30～17:30 水曜日のみ 8:30～12:30
4		甲斐市	クローバー保育園「よつば」 甲斐市竜王新町2117-3	055-276-9680	生後6か月～小学6年生	月～金 8:30～17:30
5		昭和町	げんきキッズクリニック「ドリーム」 昭和町河東中島748-1	055-268-5578	生後6か月～小学6年生	月～金（木曜休） 8:30～17:00
6		韮崎市	韮崎市立病院「スマイル」 韮崎市本町3-5-3	0551-23-4507	生後6か月～小学6年生	月～金 8:00～18:00
7		北杜市	北杜市立病児・病後児保育園 北杜市長坂町大八田3531	0551-32-2058	生後6か月～小学6年生	月～金 8:15～18:00
8		身延町	飯富病院 身延町飯富1628	0556-42-2322	生後6か月～小学6年生	月～金 8:30～18:00
9		南部町	南部町ふれあいサロン 南部町南部8050-1	0556-64-3121	1歳～小学6年生	月～金 8:30～18:00
10		山梨市	山梨厚生病院「ひまわり」 山梨市落合860	0553-22-1773	生後6か月～小学6年生	月～金 8:15～18:15
11		笛吹市	一宮温泉病院「そらいろ」 笛吹市一宮町坪井1745	0553-47-3131	生後6か月～小学6年生	月～金 8:30～18:00
12		富士吉田市	フェアワイズ保育園 富士吉田市上吉田東4-8-4	0555-23-3033	生後6か月～小学6年生	月～金 8:30～17:30
13		都留市	武井クリニック「なかよし」 都留市法能670	0554-45-6847	生後4か月～小学6年生	月～金 8:30～17:30
14		大月市	大月市立中央病院「さくら」 大月市大月町花咲1225	0554-56-8887	生後6か月～小学6年生	月～金 8:30～18:00

1	病後児対応型	富士吉田市	富士吉田市立第五保育園「たんぽぽ」 富士吉田市新屋4-2-37	0555-23-6346	0歳～小学6年生	月～金 8:30～16:30
2			富士吉田市立第七保育園「どんぐり」 富士吉田市小明見4-9-1	0555-25-6639	生後6か月～小学6年生	月～土 8:30～16:30
3		南アルプス市	さくらんぼ保育園「つぼみ」 南アルプス市桃園337-30	055-282-8111	0歳～小学6年生	月～金 8:30～17:30
4		上野原市	上野原市立上野原こども園「なかよし」 上野原市上野原3195	0554-56-8350	1歳～12歳	月～金 8:30～16:30
5		甲州市	千野保育園「さくらんぼ」 甲州市塩山千野3653	0553-33-2624	0歳～小学6年生	月～金 8:00～17:30
6		富士川町	富士川町病後児保育所 富士川町鰻沢182-2	0556-22-7221	生後6か月～小学6年生	月～金 8:30～17:30

病気の子どもの保育所利用

NO	施設類型	市町村	施設名（所在地）	連絡先	対象児童	開所時間
1	病児対応型	南アルプス市	病児保育室「にこたす」 南アルプス市野牛島1828-63	055-288-1515	生後6か月～小学6年生	月～金 8:30～17:30
2		昭和町	てくてく保育園 甲府昭和 昭和町清水新居1317	055-269-6113	満1歳～小学6年生	月～土 9:00～17:00
3		山梨市	病児保育室「きらら」 山梨市上之割187-1	0553-34-6187	生後6か月～小学6年生	月～金 8:30～17:30

●病児保育に関するよくある質問

Q1.	病児保育とは何ですか？
A1.	子どもが病気になったとき、父母に代わって子どもを預かる施設のことです。病児保育施設では看護師や保育士が保育を行うため、安心して子ども預けることができます。
Q2.	預けられるのは病気の子どもだけですか？
A2.	病児保育には、病気が回復してから、しばらく登園できないときに預けられる「病後時対応」の施設もあります。
Q3.	病児保育施設はどこにありますか？
A3.	県内に14箇所あります。詳しくは一覧表をご確認ください。
Q4.	忍野村には病児・病後児保育施設がありますか。
A4.	忍野村には病児・病後児保育施設はありませんが、山梨県内にあるどの施設でも自由に利用できます。
Q5.	何歳まで預けられますか？
A5.	小学校6年生まで利用できます。対象年齢は施設によって異なるため、利用時に確認してください。
Q6.	利用料はいくらですか？
A6.	自宅がある市内の施設利用の場合、1日利用で2,000円程度です。市外の施設利用の場合は2,500円～3,000円程度です。利用時に確認してください。
Q7.	利用したい場合はどうすればよいですか？
A7.	あらかじめ役場または病児・病後児保育施設に「利用登録書」の提出が必要です。当日利用ができる場合もあるので、役場または施設に確認してください。

児童手当

児童手当は、高等学校修了前までの児童を養育している方に手当をする制度です。家庭などの生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。支給額は子どもの年齢や人数、所得によって異なります。

●対象となる方

次のすべての条件を満たす方が対象となります。

- ・ 高等学校修了までの国内に住所を有する児童(18歳に到達後の最初の年度末まで)を養育している方
- ・ 忍野村に住民登録している方

●注意事項

外国籍のかたについては、在留資格および期間により対象とならない場合があります。

- ・ 児童が国内に居住していない場合は対象となりませんが、留学を目的として養育者と同居していない場合、受給できる場合があります。
- ・ 児童が児童養護施設などへ入所している場合は施設設置者が、里親に委託されている場合は里親が受給者となります。
- ・ 両親が離婚協議中により別居している場合は、児童と同居している親が児童手当を受給できる場合があります。(単身赴任の場合は除く)
- ・ 未成年後見人や父母指定者(父母がともに国外に居住する場合のみ)が、父母と同じ要件を満たす場合受給者となります。

●手当月額

児童の年齢	手当月額(1人あたり)
3歳未満	第一子・第二子：月15,000円 第三子以降：月30,000円
3歳から18歳到達後の最初の年度末まで	第一子・第二子：月10,000円 第三子以降：月30,000円

※所得制限なし

- ・ 「第三子以降」の算定対象とは22歳到達後の最初の年度末まで(注)
(注) 21歳、14歳、7歳の三人のお子様を養育している場合
→ 21歳のお子様を第一子、14歳のお子様を第二子、7歳のお子様を第三子と数えます。(別途手続きが必要です。)

●支払期月

原則として、2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回（各前月までの2カ月分）

●申請について

「新たに児童手当を受ける場合」

出生、転入などにより新たに受給資格が生じた場合は、新規認定請求の申請が必要になります。出生日または転入予定日から15日以内に住民課で手続きを行ってください。ただし、公務員の方は住民課で申請ができません。勤務先で手続きを行ってください。

【申請に必要なもの】

- ・ 請求者(保護者)名義の普通預金口座情報（銀行名、支店名、口座番号）が分かるもの
- ・ 請求者及び配偶者の個人番号確認書類
※個人番号確認書類とはマイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し等のことです。
- ・ 認定請求書（新たに受給者となる場合）
- ・ 額改定認定請求書（現在受給者で出生などにより児童が増えた場合）

●その他の手続き

対象となる児童が減ったとき

「額改定届」を提出してください。

対象となる児童がいなくなったとき

「受給事由消滅届」を提出してください。

転居されるとき、氏名の変更があるとき、振込先口座を変更されるとき

「住所・氏名等変更届」、「振込口座変更届」を提出してください。振込先口座を変更される場合は、変更後の口座情報(銀行名、支店名、口座番号)が分かるものの添付が必要です。

受給者が公務員になったとき

勤務先から児童手当が支給されます。「受給事由消滅届」を提出してください。

受給者が他の市区町村に転出するとき

忍野村での受給資格が消滅します。「受給事由消滅届」を提出してください。

受給者と児童の住所が別になったとき

「別居監護申立書」を提出してください。別居する児童の個人番号確認書類も用意してください。

※個人番号確認書類とはマイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し等のことです。その他、児童を養育する状況が変わった際などは、申請が必要となる場合がありますので、お問い合わせください。

●寄附について

児童手当の全部または一部の支給を受けずに忍野村に寄付し、地域の児童の健やかな成長を支援するために役立ててほしいという方には、簡便に寄附を行う手続きがあります。希望される方は、「児童手当・特例給付に係る寄附の申出書」を記入の上、手続きを行ってください。

●問い合わせ先・相談先

住民課 電話番号：0555-84-7796

こども医療費助成制度

子どもの健やかな成長と保護者の負担軽減を目的として、忍野村が子どもにかかった医療費の一部(保険適用診療分)を助成します。忍野村が保護者に代わって、山梨県内の医療機関に医療費を支払うため、保護者が医療機関の窓口で医療費を支払う必要がありません。ただし、山梨県外の医療機関で受診したときや、健康保険によっては医療機関の窓口でいったん自己負担金を支払う必要があります。その場合、あとで助成金の支給申請(償還払い方法)を行うことにより、助成されます。

●対象となる子ども

18歳になった日以後、最初の3月31日まで
ただし、次のいずれかに該当する場合、対象になりません。

- ・ 国民健康保険などの各種健康保険に加入していない
- ・ 生活保護を受けている
- ・ 重度心身障害者医療費助成やひとり親家庭医療費助成など、他の医療費助成制度による医療費の支給を受けている

●申請について

助成を受けるためには、届出が必要です。届出が完了すると、「こども医療費助成金受給資格者証」を交付します。出生手続きをした方や、忍野村内に転入された方は必ず手続きをしてください。

【必要書類】

- ・ こども医療費助成金受給資格者証申請書
- ・ 委任状兼同意書(忍野村国民健康保険加入者のみ)

●助成の内容

通院・入院の保険診療対象の治療費に要した経費のうち、各種健康保険の自己負担分。次のいずれかに該当するものは、対象になりません。

- ・ 各種健康保険の適用外のもの(文書料、予防接種料、薬の容器代、差額ベッド代など)
- ・ 交通事故などの第三者行為による診療
- ・ 保育所・幼稚園・小中学校・高校の管理下でのケガなどで、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度対象のもの

●助成の受けかた

助成は、窓口無料になる場合と、そうでない場合があります。

「窓口無料になる場合」

山梨県内の医療機関で受診する場合、保険適用診療分の医療費が窓口で無料になります。

窓口無料で受診するときは、次の二つを医療機関の窓口へ提示してください。

病院・歯科・調剤薬局などで受診するときは、毎回必ず提示してください。

- ・ 忍野村こども医療費助成金受給資格者証
- ・ 健康保険証

複数の公費負担医療(自立支援医療、特定疾患、養育医療など)で受診されているかたは、それぞれの公費負担医療の受給者証や医療券なども一緒に提示してください。

「窓口無料にならない場合」

次のような場合は窓口無料になりません。

- ・ 山梨県内の医療機関などの窓口で「忍野村こども医療費助成金受給資格者証」を提示しなかった場合
- ・ 山梨県外の医療機関を受診する場合
- ・ はり・きゅう・整体・接骨院(一部を除く)などの場合
- ・ 一部の国民健康保険組合に加入されている場合（山梨県医師国保、全国歯科医師国保、全国土木建築国保、中央建設国保を除く）

上記の場合には医療費をいったん医療機関などでお支払いただき、診療を受けた月の翌月10日以降、「こども医療費助成金請求書」に領収証を添付して福祉保健課へ提出してください。後日保護者の口座へお支払いします。

【必要書類】

- ・ こども医療費助成金請求書

請求の有効期限は、診療月から2年間です。2年を過ぎると助成対象外となりますのでご注意ください。

●その他届出が必要となるとき

次のような場合、受給資格者証の差し替えまたは返還が必要です。お早めに手続きをしてください。

- ・ 加入保険が変わったとき
- ・ 保険証の記載内容が変わったとき
- ・ 健康保険証が変わったとき
- ・ 氏名、住所が変わったとき
- ・ 転出、死亡したとき
- ・ 生活保護、重度心身障害者医療費助成制度、ひとり親家庭医療費助成制度を受けるようになったとき
- ・ 「受給資格者証」を紛失、破損したとき
- ・ 助成金振込口座を変更するとき
- ・ 受給者証の有効期限が過ぎたとき

【必要書類】

- ・ 次のいずれか
 - こども医療費助成金受給資格等変更届
 - こども医療費助成金受給資格者証再交付申請書
 - こども医療費助成金受給資格喪失届
- ・ こども医療費助成金受給資格者証
- ・ 印鑑
- ・ 変更内容が確認できるもの

●問い合わせ先・相談先

福祉保健課 電話番号：0555-84-7795

小児弱視用眼鏡の支給

国民健康保険に加入されている9歳未満の小児弱視、斜視および先天性白内障術後の屈折矯正の治療として用いる眼鏡、コンタクトレンズが療養費の支給対象となります。給付を希望するかたは、必要なものをそろえて住民課に提出してください。

●対象

9歳未満の小児弱視と診断されて、その治療のための眼鏡およびコンタクトレンズなどが対象です。

●給付額

実際払った金額の7割(小学校就学前は8割)が保険給付されます。ただし、上限額があります。

弱視眼鏡 38,902円
コンタクトレンズ(1枚) 16,324円

「30,000円以上の眼鏡を購入された場合」

- ・ $30,000円 \times 0.7 = 21,000円$ (申請により医療保険から支給)
- ・ $30,000円 \times 0.3 = 9,000円$ (申請により医療費助成制度から支給)

「50,000円以上の眼鏡を購入された場合」

- ・ $38,902円 \times 0.7 = 27,231円$ (申請により医療保険から支給)
- ・ $38,902円 \times 0.3 = 11,671円$ (申請により医療費助成制度から支給)

●申請に必要なもの

- ・ 治療用眼鏡などを作成(購入)した際の領収書(写し)または費用の額を証する書類
- ・ 療養担当にあたる保険医の治療用眼鏡などの作成指示などの写し
- ・ 保険医療機関で発行した患者の検査結果
- ・ 担当医師の意見書もしくは診断書
- ・ 国民健康保険被保険者証
- ・ 世帯主のかたと申請者本人のマイナンバー(12桁の個人番号)
- ・ 通帳
- ・ 印鑑

●注意事項

- ・ 医師の意見書および診断書は、取得するのにかかる手数料が異なります。
- ・ 治療用眼鏡などを作成する製作所については、薬事法に規定する厚生労働大臣の許可の認可を受けていることとします。

●更新について

以下の条件を満たしていれば、再度給付を受けることができますが、更新申請の際も、新規と同様の提出書類が必要です。

- ・ 5歳未満の場合、更新前の装着期間が1年以上あること。
- ・ 5歳以上の場合、更新前の装着期間が2年以上あること。

●問い合わせ先・相談先

福祉保健課 電話番号：0555-84-7795

養育医療給付制度

身体の発育が未熟なまま生まれた乳児に対し、指定医療機関において入院養育が必要と認められた場合に医療費の一部を助成しています。ただし、世帯の所得税額に応じて、自己負担金が生じます。

●対象となるかた

忍野村に住所を有した乳児で、次のいずれかの条件を満たすかたが対象となります。

- 生まれたときの体重が2,000グラム以下の乳児
- 生まれたときの体重が2,000グラムを超えていても、医師の診断により生活力薄弱であって一定の症状を有している乳児

●給付内容

出生から退院までの入院治療にかかる保険診療の自己負担分が公費負担となります。入院中の食事療養費も公費負担に含みます。ただし、所得に応じて一部自己負担金が生じますが、自己負担金はこども医療費の対象になります。また、保険適用外の費用(差額ベッド代・文書料など)は公費負担の対象になりません。

●申請について

助成を受けるためには、申請が必要です。

【申請に必要なもの】

- 養育医療給付申請書
- 養育医療意見書
- 世帯調書
- 対象となる乳児の健康保険証
- 課税状況が分かる書類(所得の状況などによって書類が異なります)
- 委任状
- 対象となる乳児の乳幼児医療費受給者資格証

●注意事項

- 養育医療給付は指定養育医療機関で受けた入院治療に限られます。
- 退院後の申請は認められません。
- 出生後、1か月以上経過してから申請する場合には別途書類が必要になります。

●問い合わせ先・相談先

福祉保健課 電話番号：0555-84-7795

こそだて! OSHINO



子育てOSHINOのWEBサイトからも情報をご覧いただけます。

www.vill.oshino.lg.jp/site/kosodate/

お問い合わせ先

忍野村役場 子育て支援課 0555-25-7656
教育委員会 0555-84-2042